

令和6年度第3回平塚市地域包括支援センター運営協議会会議記録

日 時 令和7年2月6日(木) 14時55分～15時35分

場 所 平塚市役所 本館3階 302会議室

出席者

○ 委員9名

古尾谷委員、伊藤委員、小宮山委員、今村委員、小川委員、緑川委員、井上委員、松下委員、平林委員

○ 事務局12名

福祉部長、地域包括ケア推進課長、ほか10名

○ オブザーバー2名

地域包括支援センター(みなと、ゆりのき)管理者

開 会

1 あいさつ

会議前の確認事項(定足数の充足及び傍聴者なしの確認)

2 議題

(1) 令和7年度基幹型地域包括支援センター運営方針(案)について

<事務局>

資料1-1、資料1-2に基づき、説明を行った。

<委員>

基幹型地域包括支援センターはケースを持たないのか。あくまで後方支援か。

<地域包括ケア推進課医療・介護連携推進担当長>

基幹型地域包括支援センターでは、直接はケースを持たず、各地域包括支援センターのケースについて、一緒に考えたり、同行訪問等の後方支援をしていくこととしている。

(2) 令和7年度地域包括支援センター運営方針(案)等について

<事務局>

○ 資料2-1、資料2-2、資料2-3に基づき、説明を行った。

◎ 質疑応答なし

(3) 「平塚市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例」の改正について

<事務局>

資料3-1、資料3-2に基づき、説明を行った。

<委員>

資料3-1(1)に「これに準ずる者」とあるが定義は。

<地域包括ケア推進課医療・介護連携推進担当長>

例えば、アの保健師のその他これに準ずる者は、地域保健等に関する経験のある看護師となっており、社会福祉士や主任介護支援専門員も同様に「これに準ずるもの」の定義がある。

<委員>

例えばある地域包括支援センターで職員が足りなくなっていて、常勤換算で職員を配置するときパート的な人を配置するのか、その施設の職員だけれども、その施設の本来業務にプラスして包括業務を行うことになるのか。

<地域包括ケア推進課医療・介護連携推進担当長>

資料3-2の3ページに4週120時間と4週80時間の2人を足して、常勤一人として換算することを考えている。

<委員>

複数センター間とするのは兼任するのか、複数のセンターの業務を行うのか。単に数値的なものだけか、業務を行うのか。

<地域包括ケア推進課長>

例えば、Aセンターには、社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員の3職種を置く必要があるが、主任介護支援専門員がいない。そうすると例えばBセンターには3職種がいて、なおかつ主任介護支援専門員が2人いる。その場合には、AとBを一つの圏域とみなして、それを認めるというものになる。

<委員>

実際に業務を行うということか。

<地域包括ケア推進課長>

AとBを両方で行う。あくまでも最初の方と違うのは、センターの効果的な運営に資する場合はこれを認めるということになる。

<委員>

今の地域包括支援センターは、業務委託で各施設を法人が行っているが、法人間でのやり取りが本当にできるのか。

<地域包括ケア推進課長>

可能性があるとするれば、同じ法人で受けているセンター同士が考えられる。平塚市では伸生会、恵伸会が2つ受けているので可能ではと思うが、現実的にかなり難しいと思われる。

<委員>

複数センター間は、実際にはできないのではと思うが、方策としては置くということか

<地域包括ケア推進課長>

全国的に職員の確保が難しいので、国の省令を改正しており、今回はそれを踏まえての条例の改正となっている。

<委員>

複数センター間の常勤換算による職員配置は、直近の運営協議会での意見聴取で間に合うのか。

<地域包括ケア推進課医療・介護連携推進担当長>

複数センター間はハードルが高く、直近の協議会で効果的な運営に資するかを判断していかなければならないと思うので、そこまで時間を置かせていただくことになる。

3 その他

(1) 今後の予定について

<事務局>

次回の開催は、8月上旬を予定している。

以 上